

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例案
令和3年（2021年）5月21日提出

札幌市長 秋 元 克 広

札幌市印鑑条例の一部を改正する条例

札幌市印鑑条例（平成3年条例第24号）の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「民間事業者が設置する」を削り、「に限る」を「をいう」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（理 由）

本市が設置する端末機により、印鑑登録証明書の交付をすることができるようにするため、本案を提出する。